

多賀城市介護予防ボランティア活動ポイント事業 Q&A

(受け入れ施設用)

	疑問・質問	回答、対応の方針等
1	介護予防ボランティア活動ポイント事業とはどのようなものか？	介護予防ボランティア（以下：ボランティア）に登録した者が、介護保険施設等で行なったボランティア活動に対し活動確認スタンプ（以下：スタンプ）を付与し、そのスタンプを還元することで、還元相当額を支給する制度です。
2	事業創設の目的は何か？	ボランティア活動などをとおして地域貢献することを積極的に奨励・支援することにより、高齢者自身の社会参加活動をとおして介護予防に資することを目的とし、その結果、いきいきとした地域社会となることを目指すものです。
3	1日のスタンプの上限数はあるのか？	30分の活動で1スタンプとなります。1日に複数の受入機関でボランティア活動を行なった場合も、スタンプをもらうことはできますが、1日4スタンプ（2時間）が上限となります。
4	ボランティアが1日に2時間以上活動したいと申し出があった場合はどうすればよいのか？	申し出があった場合には、1日2時間以上活動して頂いて構いません。ただし、スタンプの押印は4スタンプ（2時間分）までとなります。
5	受け入れをしたボランティアが、「他の受入機関で上限まで活動を行なったか」をどのように確認すれば良いか？	スタンプには、活動を行なった「日付」が記載されています。活動手帳のスタンプ押印欄で確認することができます。
6	ポイント還元相当額の金額に上限あるのか？	ポイントを換金できる金額は、1人につき、年度で最大15,000円（300スタンプ）までとしています。

	疑問・質問	回答、対応の方針等
7	年間上限である300スタンプまで活動した者は、もう受け入れることはできないのか？	300スタンプまで貯まった場合は、年度において2冊以上「ボランティア活動手帳」を交付することができます。2冊目以降であっても、ボランティアの受け入れをした場合、スタンプを押印して構いません。ただし、還元申請ができるのは1冊分のみ（15,000円分）となります。
8	どのような方が対象になるのか？	市内在住の50歳以上の方が対象です。要支援認定及び要介護認定の別は問いません。
9	生活保護受給者もボランティア登録ができるのか？	生活保護受給者も登録することができます。
10	事業実施の根拠法令等はあるのか？	<p>介護保険法の地域支援事業の介護予防事業として実施します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・介護保険法：第115条の44（地域支援事業） ・国の定める要綱：地域支援事業実施要綱 <p>別記（総合事業を実施する市町村における地域支援事業の事業構成及び事業内容）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 総合事業 <ol style="list-style-type: none"> (2)一般介護予防事業 <ol style="list-style-type: none"> ウ 地域介護予防活動支援事業 <ol style="list-style-type: none"> ③社会参加活動を通じた介護予防に資する地域活動の実施

	疑問・質問	回答、対応の方針等
11	事業はどのような流れで行なわれるのか？	<p>一般的な流れは以下のとおりです。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 多賀城市へボランティアの登録をする。 2 管理機関は、ボランティア講習会を開催し、事業やボランティアの心得等を講習し、指定受入機関（介護保険施設等）（以下：受入機関）を紹介するとともに、「ボランティア活動手帳」を交付する。 3 ボランティアは、受入機関で活動を行なう。 4 受入機関は、ボランティア活動への参加の都度、持参する「ボランティア活動手帳」にスタンプを押印し、「ボランティア活動記録簿」に記録する。 5 受入機関は、月ごとに管理機関に対し「ボランティア活動記録簿」を報告する。 6 ボランティアは、「ボランティア活動手帳」を添えて、年度末（3月中）にスタンプ還元申請を行なう。 7 管理機関は、還元申請を受け、スタンプ数に応じた還元相当額を支給する。
12	年度が変わった際に、ボランティア登録は再度必要か？また受入機関の指定登録についてもどうか？	<p>年度が変わっても、ボランティア登録は再度申請及びボランティア講習会を受講する必要はありません。同様に、指定受入機関としての登録も再度申請する必要はありません。受入機関の指定を取り消したい場合は、所定の様式を多賀城市へ提出する必要があります。</p>

	疑問・質問	回答、対応の方針等
13	どのようなボランティア活動が対象となるのか？	<p>ボランティア活動の例</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 レクリエーション等の支援又は運営補助 2 お茶出し、食堂内の配膳、下膳等の補助 3 散歩、外出、館内移動の見守り及び補助 4 各種行事等の会場設営又は運営補助 5 利用者との話し相手や見守り等 6 洗濯物の整理等の軽作業 7 清掃等の軽作業 8 縫物、小道具作成等の行事準備作業 9 その他、利用者に対する軽微な補助となっています。 <p>ボランティア活動内容の可否はそれぞれの受入機関の安全基準に委ねますが、すべての活動は、施設職員の管理の下で行うことを原則としてください。</p>
14	利用者の体位変換や車いす移乗の補助は行なって良いのか？	<p>体位変換や車いす移乗等は、「身体介護」にあたるため、個別の援助計画に基づき、ホームヘルパーや介護福祉士などの専門職により適切に提供されるべきであると考えます。また、事故や怪我のリスクが高いことから軽微な補助には含みません。</p> <p>ボランティア活動は、高齢者が自らの意思に基づき、無理なく参加できる「社会参加活動」でなければならないことから「身体介護」は、ボランティア活動の対象としません。</p>
15	ボランティアは利用者さんに触れる行為をさせて良いのか？	<p>洗髪後の利用者さんの頭を拭いたり、ドライヤーがけや靴を履かせるなどは軽微な補助活動の範囲内としますが、入浴介助や食事介助は「身体介護」にあたるため、軽微な補助活動には含みません。</p>

	疑問・質問	回答、対応の方針等
16	受け入れたボランティアが、利用者との相性が合わない場合は、どうすれば良いか？	<p>人と人であるため、利用者さんと相性が合わない場合も考えられます。その場合には、受入機関が、他の利用者さんとの関わりを促したり、利用者さんとの関わりの少ない活動を促すなどの調整（コーディネート）を行なって下さい。</p> <p>すべての利用者さんと相性が合わず、業務に支障が出ると判断される場合には、管理機関へご連絡ください。</p> <p>また、場合によっては、当該ボランティアの受け入れを拒否することも可能です。</p>
17	ボランティア活動中に事故があった場合はどうすれば良いのか？	<p>まずは、管理機関へご連絡ください。管理機関よりボランティア保険会社へ連絡します。</p> <p>また、多賀城市介護予防ボランティア活動ポイント事業事故報告書（様式第12号）により、市へ報告して下さい。</p>
18	ボランティア活動として「居宅での活動」を対象とはしないのか？	<p>「居宅での活動」は、第三者の目が入らないことから、ホームヘルプサービス等と混同するなど、ボランティア事業の目的や趣旨と異なるものとなる恐れがあるため、現時点では対象とはしていません。</p>
19	獲得したスタンプは、第三者（家族など）に譲ることはできるのか？	<p>スタンプ及び評価ポイントは「ボランティア活動手帳」と含めて、第三者に譲ることはできません。</p>
20	ボランティア活動手帳をなくした場合、スタンプも含めて再交付はされるのか？	<p>ボランティア活動手帳を失くした場合は、管理機関において再交付を受けることができます。この際、獲得したスタンプは、指定受入機関から報告を受けた「介護予防ボランティア活動記録簿」をもとに、活動実績を確認し、再度押印します。</p>
21	管理機関はどこか？	<p>社会福祉法人多賀城市社会福祉協議会です。</p>

	疑問・質問	回答、対応の方針等
22	管理機関はどのように選定したのか？	各種ボランティアに係る研修や保険の加入手続きなどの業務を始め、ボランティア活動に係るコーディネートを一括して行なっていることから、当事業を効果的かつ効率的に運営可能と判断したためです。
23	ボランティア活動に対価的なスタンプ及び交付金を付与することは、本来のボランティアの意義が薄れるのではないのか？	<p>評価ポイントの還元相当額は、最低賃金を大幅に下回る少額（30分＝50円）であり、ボランティア活動への対価的性格を有するものではありません。</p> <p>また、スタンプ還元の有無は、本人の申出に基づくものであり、ボランティアの意志を尊重する事業であることから、ボランティアの意義が薄れることは無いと考えます。</p>
24	付与されたスタンプに有効期限はあるのか？	ボランティア活動手帳は年度ごとに新しいものを交付するため、年度末にスタンプのポイントを還元申請をしない場合は、失効することになります。
25	ボランティア活動を行なうにあたって、特別な研修等を行なうのか？	ボランティア登録を受けた者は、ボランティア講習会を受講していただきます。講習会では、ボランティア活動の心得や利用者との接し方、個人情報の守秘義務に関する事など、活動を行なうに当たり最低限のことを学びます。
26	ボランティアに個人情報の取り扱いをさせてよいのか？	個人情報を取扱う内容については想定していません。

多賀城市保健福祉部健康長寿課
保健予防係